葛尾村の皆様へ

ひろがる和

平成２３年８月１日発行
編集・発行　総務課企画係

No. 6

幼稚園修了式が行われました

3月18日に予定されていた幼稚園の修了式が、三春町のホテル八文字屋で行われました。久しぶりの再会にみんなの笑顔がいっぱいでした。４月から１年生になった卒園生が修了証書を受け取ると、会場では感動の涙があふれました。

皆さまからのご意見・ご質問・記事・写真等をお待ちしております
（メール）hp@vill.katsurao.lg.jp（電話）会津 0242-83-0278・三春 0247-61-2850

葛尾村民の皆様へ

村民のみなさん、元気でお過ごしでしょうか。

避難をはじめてもう４ヶ月半が経ちました。１年の３分の１以上の長い期間家を離れている事になります。このような経験はほとんどの人が初めてのことで、特にお年寄りの方にとっては気持ちが弱くなってしまうことが一番の心配事になってきました。わたしたち村民は一つの家族だと考えております。これからも互いに支え合い、励まし合ってこの災難を乗り切ろうではありませんか。

さて、住まいの話をしますと、仮設住宅が次々に完成し、仮設住宅での新しい暮らしが始まりつつあります。不便な点も多々あると思いますが、より住みやすい環境づくりに取り組んで参りますので困りごとは気軽に相談して下さい。

また、農畜産業のおかれた状況も一向に良いニュースは無く、復興までは長い道のりになりそうです。しかし、決してあきらめることなく前進して行かなくてはならないと考えております。

去る７月22日には、村議会議員の皆さんと共に東京に出向き、首相をはじめ主要大臣への要望書を届けました。この要望書には原発事故前の葛尾村に戻してもらう事を強く表現しました。まずは原子力発電所事故の収束、そして完全な除染を求め、村民みんなが安心して暮らせる環境を国の責任で整えてもらうことを強く要望しました。今後もみなさんからの要望を国に伝え、さらに、村としても独自に調査、帰村出来る環境づくりに努めていかなければならないと考えております。

7月23日には葛尾幼稚園の修了式に出席をいたしました。遠くに避難をしている子供も集まって、久しぶりに和やかな時間を過ごすことができました。子供達の明るい笑顔を見ていると、われわれ大人が起こしてしまった事故に巻き込んでしまい、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになると同時に、この笑顔を真剣に守り抜かなくてはならないと身が引き締まりました。

8月には、役場機能も全て三春町に移転し、三春町にお世話になることになります。三春町の方には多くの負担を掛けてしまうことになりますが、大変お世話になった会津地方と同様に友好を図ると共に、私たちも出来るだけのことをして行かなくてはならないと考えております。

これからも、家族の一員として村民の皆さんと一緒に前進して行こうと考えておりますので、ふるさと葛尾を取り戻すため、一致団結して帰村への確かな歩みを進めましょう。

葛尾村長　松本光秀

国に対する要望書について　総務係

葛尾村と葛尾村議会は、国に対し要望書を提出しました。
提出した要望書は次のとおりです。

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所における事故は、史上最悪の事故となり、東京電力及び国が長年言い続けてきた、原子力発電所の安全神話は、震災と共に崩れ去ったところであります。

本事故により、葛尾村においては、村民全員が避難を余儀なくされ、放射性物質の放出による健康被害への不安をはじめ、雇用と生活の場を失い、いつ再起できるのか不透明な状況にあります。

また、村内の放射線による汚染状況が定かでない現状では、今後の復興計画の策定もままならない状況にあります。

このため、下記の事項について強く要望いたします。

記

①東京電力福島第一原子力発電所事故を早期収束させること。
②村民全員の「内部及び外部の被ばく検査」を実施すること。
③村内全域の大気、土壌、全世帯の生活用水（井戸水及び表流水含む）、庭、車及び家屋、森林等の全てのものについて放射線量の測定及び汚染の測定を細かく実施し、その対策を早急に行い、３月１１日以前の葛尾村に戻すこと。（葛尾村に帰れるのか、帰れないのか明確にしていただきたい）
帰村する際のあらゆる対象物の放射線量の安全（１００％安全である）基準を明確に示すこと。
④葛尾村の宝である「子供たち」が安心して葛尾村に戻れる教育環境整備（村内全域の放射線の除染等）について万全を期すること。
⑤全てのものに対して、補償を明確にし確実に実施すること。
特に、精神的損害補償については、これからがより一層厳しい状況になることから、当初設定の金額（月額１０万円）を帰村出来るまで補償すること。
⑥避難中の葛尾村内の盗難による損害は、国及び東京電力が補償すること。
⑦親類や兄弟(姉妹)、子供達の住居等に避難している者にも完全な補償をすること。
⑧仮設住宅や借り上げ住宅等への移転後については、二次・三次と幅広い生活支援を行うこと。
⑨村内の農林畜産事業者の廃棄及び休業等補償を、農林畜産事業者が納得できるよう、適切かつ速やかに行うこと。
⑩村内の商工業者の休業及び廃業等補償を、商工業者が納得できるよう、適切かつ速やかに行うこと。
⑪雇用保険を受給している休業者・失業者に更なる補償の延長をすること。
⑫帰村後における産業基盤は、国家プロジェクトとして整備し、村民の雇用の場を確保すること。

葛尾村職員の異動について　　総務係

7月１日付けで村職員が異動したので、葛尾村行政組織図を次のとおりお知らせします。

葛　尾　村　行　政　組　織　図

平成23年8月1日現在

村　長　松　本　允　秀

副村長　空　席

教育委員会
教育長　猪狩　省造

教育委員会事務局
次　長　松本　忠幸

【総務学校教育係】
主幹兼係長　松本裕治
委託(事務)　佐久間美千代

幼　稚　園
園　長　大和田正恵
副園長　日下雄一郎
主幹兼総括主任教諭　松本まつ子
主幹兼主任教諭　下枝富子
主任主査兼主任教諭　渡辺紀美子
主査兼主任教諭　松本知恵子

学校給食センター
所　長(兼)　松本忠幸

公　民　館
村民会館
健康増進センター
郷土文化保存伝習館
公民館長　松本忠幸

【社会教育係】
主幹兼係長　松本智恵子
委託(事務)兼　佐久間美千代

出　納　室
会計管理者(兼)　金谷　喜一

【出　納　係】
主幹兼係長　吉田裕子

議　　会

【議会事務局】
局　長　本田一彦
主任主査(兼)　島　崇徳

監　査　委　員　会

【監査委員会事務局】
書　記(兼)　本田一彦

選挙管理委員会

【選挙管理委員会事務局】
書記長(兼)　金谷喜一
書記次長(兼)　松本典子
書　記(兼)　島　崇徳

地域支え合いセンター
所　長(兼)　松本忠幸
主幹兼係長(兼)　松本智恵子

貝山支え合いセンター
委託(用務)　松崎のり子
委託(用務)　松本幸子

狐田支え合いセンター
委託(用務)　松本政子
委託(用務)　佐々木安子

旧中郷小学校支え合いセンター
委託(用務)　東海林利子
委託(用務)　下枝さゆり

斉藤里内支え合いセンター
委託(用務)　中島道男
委託(用務)　松本和子

総　務　課
参事兼課長　金谷　喜一

【総　務　係】
主幹兼係長　松本典子
主任主査　島　崇徳
委託(運転手)　遠藤忠雄

【企　画　係】
主幹兼係長　松本　弘
主任主査　菅野雅弘
委託(事務)　松本浩美

【税務財政係】
主幹兼係長　松本裕洋
主　査　吉田将則
副主査　松本勝好

地域振興課
課　長　松本　松男

【地域づくり推進係】
主幹兼係長　坪井弘吉
副主査　松本篤雄
副主査　松本忠明
委託(事務)　志賀典子

【地域整備係】
主幹兼係長　松本　智
主　査　菅野宣夫
主　事　下枝知広

活性化センター
所　長(兼)　松本松男

宿泊交流館
所　長(兼)　松本松男

農　業　委　員　会

【農業委員会事務局】
局　長(兼)　松本松男
副主査(兼)　松本忠明

住民生活課
(災害対策本部)
課　長　半澤　富二雄

【住民生活係】
主任主査兼係長　松本正則
主任主査　太田順一郎
主　査　岩谷一登
主　査　斉藤純子
副主査　加藤恵子
委託(事務)　吉田直子

【健康福祉係】
主幹兼係長　松本忠孝
主任主査　松本君枝
副主査　松本好弘
主幹兼主任保健師　松本富美子
主査兼主任保健師　松本智子(育休)
副主査兼副主任保健師　林　多恵子

退職者：災害対策担当課長　松本静男（7月31日付け）

災害対策本部の移転について　総務係

会津坂下町の川西公民館にあった葛尾村災害対策本部は、7月15日に葛尾村会津坂下出張所（旧会津坂下法務局：会津坂下町稲荷塚77番地）に移転しました。

災害対策本部の電話番号はしばらくの間かけることが出来ますが、今後は葛尾村会津坂下出張所へお問い合わせ下さい。

会津坂下出張所　電話　0242-83-0271　まで

税務財政係からのお知らせ　総務係

①所得税の確定申告について

確定申告がまだお済みでない方は、できるだけ早めに確定申告をお願いします。
「葛尾村会津坂下出張所」又は「葛尾村三春出張所」にて受付しますので、事前に電話予約をして申告して下さい。（※確定申告期限平成23年8月31日(水)まで）なお、最寄りの税務署でもおこなう事ができます。

②罹災(りさい)証明書について

東日本大震災により家屋等に被害を受けた方で、写真で破損の程度が判定できる方に、罹災証明書を交付いたします。該当する方はご連絡ください。

③村税について

住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税については、国の法律がいまだに成立していないため、現在課税しておりません。詳細は決定次第お知らせいたします。

住民生活課より

消費生活無料法律相談・生活再建等相談について　住民生活係

県では、弁護士・司法書士による法律相談及びＦＰ（※）による生活再建等相談を実施しています。

※ＦＰ(ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾅｰ)とは金融・保険等生活設計の専門家です。

【法律相談】
（平日）毎週月・木曜日、１３：００～１７：００来所（要予約）及び電話
（休日）毎月第４日曜日、１０：００～１５：００来所（要予約）のみ

【ＦＰ相談】
毎月第４木曜日　１３：００～１７：００来所（要予約）及び電話

（予約・お問い合わせ先）　県消費生活センター相談電話　０２４－５２１－０９９９

葛尾特別警戒隊より　　住民生活係

6月21日より「葛尾特別警戒隊」が村内をくまなく巡回しています。

現在、曲山事務所を「安全安心コミュニティーハウス」とし、村民の皆さんが立ち寄って情報交換ができる場所にしております。

警戒隊員がパトロールをして気づいた点等を伝言メモに記載し、曲山の「安全安心コミュニティーハウス」内の各行政区のボックス内に置いてありますのでご覧下さい。さらには村民の皆さんの要望(例えば、「しばらく家に戻らないので家の回りを見てほしい」、「納屋が心配なので見てほしい」等)を依頼メモに記載してボックスに投函してください。依頼された件について警戒隊が住民の皆さんの要望に応えられるよう巡回します。

なお、原子力発電所から20㎞圏内の「警戒区域」については、警察の方が巡回しておりますのでご安心ください。

また、村内に一時的に戻られた場合は、火の始末及び戸締まり等を確実に行って下さい。

熱中症の予防について　　健康福祉係

熱中症は、これまでは、高温での環境における労働や運動などで多く発生していましたが、現在では日常生活での発生も増加しています。特に、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、年齢や労働環境を問わず、熱中症予防が大切です。また、節電を意識するあまり健康を害することのないよう、気温や湿度の高い日には過度のがまんをせず、適度なエアコン使用等により暑さを避け、熱中症を予防しましょう。

熱中症の症状は重症度１で・めまい、立ちくらみがある。・汗がふいてもふいても出てくる。・からだがだるい。（倦怠感、筋肉痛）・からだがふるえる。・こむら返りなどです。重症度２では・あたまががんがんする（頭痛）・吐き気がする・からだがだるい（倦怠感）などです。重症度３では・呼びかけや刺激への反応がおかしい。・体にガクガクとひきつけがある。・真っ直ぐ走れない、歩けないなどがあります。

【熱中症を予防するには・・・】

・睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪いときは炎天下の外出や運動は控える。
・通気性・吸湿性のよい涼しい服装をして、外出時には日傘や帽子で直射日光をさける。
・こまめに水分の補給をする。「のどが渇いた」と感じたときには、すでにかなりの水分不足になっていることが多いので、のどが渇いたと感じる前に水分補給をする。特に、運動するときには時間を決めて定期的に飲み物を飲むことが大切です。
・暑くてもしっかり食事をとり、水分やビタミン、ミネラルを補給する。
・発育途中の子どもや、体力が衰え始めた高齢者は熱中症になりやすいので年齢を意識して、特に予防を心がけましょう。

★熱中症予防　５つの声かけ★

☆温度に気を配ろう　☆飲み物を持ち歩こう
☆休息をとろう　☆栄養をとろう
☆声をかけ合おう

『家族、同僚、友人に一人ひとりが意識して声がけしましょう！』

後期高齢者医療保険証の郵送について　健康福祉係

7月22日(金)に後期高齢者医療保険証を簡易書留にて郵送しました。

郵送先は避難されている住所となっていますので、保険証が届かない場合は役場へお問い合わせください。

なお、有効期限の切れた保険証(ピンク色の保険証)は、8月1日以降役場までお持ちいただくか、細かく切って破棄してください。

また、所得税の申告期限も延長されていることなどから、平成23年度市町村民税の確定が延期されているため、福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方々の平成22年分の所得が確定されるまでは、暫定的に一部負担金の割合を「１割」としています。

平成22年分の所得が確定し次第、正しい負担区分を反映させ、「３割」となった被保険者の方には、改めて保険証をお送りします。

つきましては、今まで該当の方に交付していました限度額適用・標準負担額減額認定証（緑色の保険証）についても、平成22年分の所得が確定次第ご案内します。

地域振興課より

稲わら及び肉用牛の取り扱いについて　地域づくり推進係

福島県内の肉用牛農家において、高濃度の放射性セシウムが含まれている稲わらを肉牛に給与していたことが判明し、併せてこの農家から肉牛が出荷され、流通したことが明らかとなりました。このことにより原子力発電所事故以降に屋外に放置された稲わら等について牛への稲わら等の利用や畜産農家への譲渡、牛の出荷及び移動については差し控えるよう指示がありました。

また、このような稲わら等を、すでに畜産農家や収集業者に譲り渡した場合には、お申し出ください。

教育委員会・公民館より

長谷川ファミリーほのぼのコンサート　教育委員会

三春町の「まほら」で「長谷川ファミリーほのぼのコンサート」が開催されました。新しい園舎の完成を記念して、大和田正恵園長先生が作詞、長谷川朝子先生が作曲した新しい園の歌「きらきらかつらお」を満員のお客様に披露しました。美しいメロディーとともに用意されたスライドに園児たちが映ると、会場の子供達から歓声があがりました。コンサートの園児たちの衣装は全国からのあたたかい支援によってそろえられたもので、園長先生が会場で支援者への感謝の言葉を述べました。

支援いただいた方々：トヨタカローラ山形様、東京都文京区　豊田実香様、
東京都　中央・城北職能センター　早川竜一様

全国大会出場おめでとう　　教育委員会

この度本村から２人の高校生が全国大会の出場を決めました。あいさつに訪れた２人は、全国大会で悔いを残さぬよう全力でたたかう事を報告しました。

・酒井 渉（田村高校アーチェリー部３年：字清ノ内）
平成23年度全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技出場
平成20年度葛尾中学校卒業

・阿部 魅奈美（田村高校ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ部２年：字仲ノ内）
第13回全国高等学校女子ウエイトリフティング競技選手権大会出場
平成21年度葛尾中学校卒業

――お 知 ら せ――

支援物資の配布について

借り上げ住宅に入居されている方と、親戚等へ身を寄せていられる方に対し、支援物資の配布を行いますので、葛尾村三春出張所(貝山仮設住宅団地)へお越しください。

※今回の配布は仮設住宅入居者は含みません。

配布日時　８月１日（月）から８月３１日（水）午前８時３０分から午後５時まで
※ただし土・日を除きます

品　　名　飲料水・パックご飯・カップ麺・レトルト食品・缶詰・ジュース
１畳用カーペット・生活用品セット　などの食料品及び日用品

【問い合わせ】　葛尾村災害対策本部　０２４７－６１－２８５０

海を越えてきた贈り物

遠くイギリスからパッチワークキルトが届きました。イギリスの町バンゲイは、名前が似ていることから会津坂下町と15年ほど前から交流が行われています。

このキルトは、バンゲイから会津坂下町に来ている英語助手ヴィクトリア・ブラドックさんの母ジェイニーさんが手芸仲間に声を掛け、葛尾村民を励ますために作られたパッチワークです。海を渡ってきた心のこもった贈り物は、三春町の仮設集会所などに展示される予定です。

（7月15日福島民報記事より）

柳津町「霊まつり流灯花火大会」へのお誘い

このたびの、原子力発電所事故による避難でお世話になっていた柳津町で、「霊まつり流灯花火大会」が８月１０日（水）午後７時３０分から只見川河畔で開催されます。

この花火大会に、柳津町から招待を受けましたので、皆さんお出かけしてみてはいかがですか。なお、車でお出かけできない方のために、葛尾村でバスを用意しました。次のとおり運行しますので、お申し込みください。（乗車定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。）

１　バス運行日程　８月１０日（水）　葛尾村三春出張所（三春町貝山）出発　**日帰り**

三春出張所 ―――――― 柳津町銀山荘 ―――――― 三春出張所
１６：３０　（１８：３０ ～２１：００）　２３：００

２　**申し込み定員　６０名　バス乗車申し込み 期限　８月８日午後４時まで**

３　**申込先　　葛尾村三春出張所　（電話　０２４７－６１－２８５０）**

４　自家用車でお出かけの方へ

銀山荘に、宿泊が可能です。宿泊希望の方は、下記によりお申し込みください。

１　申し込み定員　５０名　※定員を超えた場合は抽選とさせて頂きます。
２　申込期限　８月８日午後４時まで
３　申 込 先　葛尾村会津坂下出張所　（電話　０２４２－８３－０２７１）

仮設住宅団地の放射線量

村職員が簡易測定器により測定 平成23年7月26日 8:35～9:10

単位：ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時

団　地　名		測　定　高　さ	
		地上１㎝	地上１ｍ
貝　山　団　地	かいやま	0.14	0.15
旧中郷小学校団地	なかさと	0.14	0.14
狐　田　団　地	きつねだ	0.20	0.20
斉藤場上田団地	ばじょうでん	0.31	0.31
中妻分館前団地	なかつま	0.22	0.25
斉藤里内団地	さとうち	0.12	0.12
鷹巣瀬山団地	たかのす	0.28	0.27
浮　貝　団　地	うきがい	未測定	未測定
過　足　団　地	よぎあし	未測定	未測定

※葛尾村内の放射線量は別紙「平成23年放射線モニタリング測定値(葛尾村) No.10」をご覧下さい。

平成23年放射線モニタリング測定値（葛尾村） No. 10

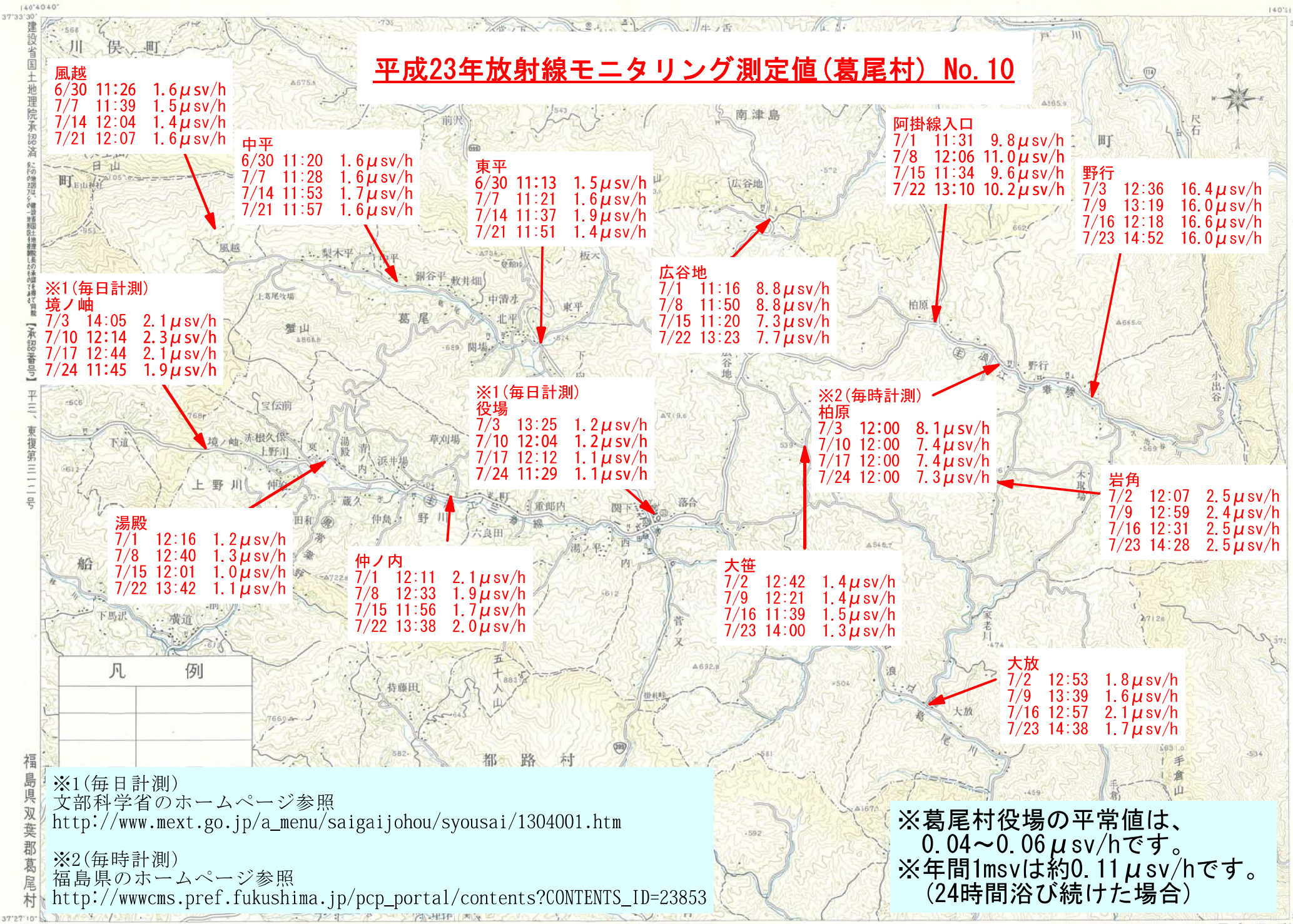

※1（毎日計測）
文部科学省のホームページ参照
http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304001.htm

※2（毎時計測）
福島県のホームページ参照
http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23853

※葛尾村役場の平常値は、
0.04～0.06μsv/hです。
※年間1msvは約0.11μsv/hです。
（24時間浴び続けた場合）

第３９回
夏季親善野球大会参加チーム募集

恒例になりました夏季親善野球大会は、原発事故に伴い葛尾村で行うことができないため、今年は三春町のご厚意により三春町の町営野球場で行うことになりました。
暑さを吹き飛ばし、元気を取り戻すため、皆様の参加をお待ちしています。

記

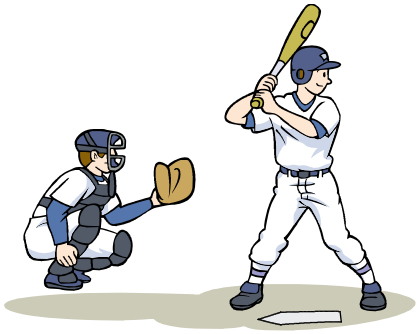

日　　時　　平成２３年８月１４日（日）
開 会 式　午前８時３０分
試合開始　午前９時

会　　場　　三春町町営野球場（貝山）

主　　催　　葛尾村体育協会野球部・葛尾村公民館

参 加 資 格　　葛尾村村民・葛尾村勤務者・葛尾村出身者

チーム編成　　チームでの参加、及び野球の好きな方１人での参加も可能とし、
２０人以上の参加者があればチームを再編成し実施します。

試 合 方 式　　チーム数及び参加人数により、トーナメント方式若しくは
東西南北対抗戦とします。
(例：東西→国道３９９号線境／南北→県道５０号線境
大字単位→落合・野川・上野川・葛尾　等)

申 込 締 切　　**平成２３年８月１０日（水）**
電話での申込みも可とします。
０８０－５５５８－１４６８（篠木良夫）
０９０－８９２０－８１４５（岩谷一登）
０８０－５５６０－７４０５（本田博尉）

参　加　費　　１人100円（保険料）

監督者会議　　当日の朝８時より会場において行います。

問い合わせ　　葛尾村教育委員会社会教育係　電話　０２４７－６１－２８５０

葛尾村の避難状況について

平成23年7月27日現在の葛尾村民の避難状況は表のとおりです。

県　内　避　難　者	自　主　避　難	300　人
	避　難　所　等	79　人
	ホ　テ　ル　等	164　人
	借　上　住　宅	378　人
	仮　設　住　宅	415　人
	計	1,336　人
県　外　避　難　者	自　主　避　難	192　人

【各種問い合わせ先】

○葛尾村三春出張所（貝山多目的運動公園管理棟）
〒963-7719　福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1
TEL　0247-61-2850（代表）　FAX　0247-62-0282

ホームページ　http://www.katsurao.org/

○葛尾村会津坂下出張所（旧法務局会津坂下出張所）　※８月上旬まで
〒969-6566　福島県河沼郡会津坂下町稲荷塚77番地
TEL　0242-83-0271（代表）　FAX　0242-83-0278

○ふたば農業協同組合　TEL　024-554-3095　FAX　024-554-3097

○東北電力コールセンター　TEL　0120-175-655（フリーダイヤル）

○ＮＴＴ東日本　TEL　１１６